

浦安市みどりを育てる条例（昭和53年条例第21号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<u>浦安市みどりの条例</u> （目的） 第1条 この条例は、市、<u>市民及び事業者が一体となつて、みどりの創出、育成及び保全を推進することにより、まち全体のみどりの充実及び質の向上を図り、みどりでつながるまちを実現することを目的とする。</u> （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>みどり</u> 樹木、いけがき、草花等の植物並びに樹林地、草地、水辺地等の自然的環境を有する土地及び空間をいう。 (2) <u>市民</u> 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。 (3) <u>事業者</u> 市内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。 （責務） 第3条 市長は、<u>第1条の目的を達成するため、市が管理する公園、緑地、道路、学校その他の公共用地の緑化及びその適正な管理に努めるとともに、みどりの保全と緑化の推進に関する総合的な施策を講じなければならない。</u> 2 <u>市民は、自己の所有し、又は管理する土地の緑化及びその適正な管理に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</u> 3 <u>事業者は、良好な環境が確保されるよう自ら緑化及びその適正な管理に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</u> （市、市民及び事業者の連携協力） 第4条 <u>市、市民及び事業者は、第1条の目的を達成するため、適切な役割分担の下、連携協力を図るものとする。</u>	<u>浦安市みどりを育てる条例</u> （目的） 第1条 この条例は、市と住民が一体となつて、<u>積極的にみどり（樹木をいう。）を育成し、その保護に努力し、良好な市街地の環境を整え、「緑あふれる海浜都市」の建設を図ることを目的とする。</u> （責務） 第2条 市長は、<u>前条の目的を達成するため、市が管理する公園、道路、学校その他の公共用地の緑化に努めるとともに、みどりの保護と緑化の推進に関する総合的な施策を講じなければならない。</u> 2 <u>住民は、自己の所有又は管理する土地の緑化に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</u> 3 <u>工場、事業所等を経営する者は、良好な環境が確保されるよう自ら緑化の措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</u> 4 <u>開発行為者は、その事業活動に当たつて、みどりの保護と緑化の推進のため、別に定める基準により、適切な措置を講ずるものとする。</u>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
(調査、研究及び知識の普及) 第5条 市長は、みどりの<u>保全</u>と緑化の推進に関し、総合的な調査及び研究を行い、<u>市民等</u>の自主的な緑化活動に資するとともに、知識の普及に努めなければならない。 2 市長は、みどりの<u>保全</u>と緑化の推進に必要な技術的指導及び助言をすることができる。 (市の木及び市の花) 第6条 市の木は「<u>イチヨウ</u>」とし、市の花は「<u>ツツジ</u>」とする。 (保存樹木の指定) 第7条 省 略 (指定の解除) 第8条 省 略 (所有者の変更等の場合の届出) 第9条 省 略 (緑化強調運動) 第10条 市長は、<u>第1条の目的を達成するため</u>、毎年緑化強調月間を定め、各種行事を行うものとする。 (助成) 第11条 市長は、みどりの<u>保全と緑化の推進</u>のため、次の各号に掲げる事項について、予算の範囲内で必要な助成をすることができる。 (1)～(3) 省 略 (委任) 第12条 省 略 附 則 <u>この条例は、令和7年9月1日から施行する。</u>	(調査、研究及び知識の普及) 第3条 市長は、みどりの<u>保護</u>と緑化の推進に関し、総合的な調査及び研究を行い、<u>住民等</u>の自主的な緑化活動に資するとともに、知識の普及に努めなければならない。 2 市長は、みどりの<u>保護</u>と緑化の推進に必要な技術的指導及び助言をすることができる。 (市の木) 第4条 市の木は、「<u>イチヨウ</u>」とする。 (保存樹木の指定) 第5条 同 左 (指定の解除) 第6条 同 左 (所有者の変更等の場合の届出) 第7条 同 左 (緑化強調運動) 第8条 市長は、<u>みどり豊かな住みよい環境づくりのため</u>、毎年緑化強調月間を定め、<u>緑化推進のため</u>各種行事を行うものとする。 (助成) 第9条 市長は、みどりの<u>保護と緑化推進</u>のため、次の各号に掲げる事項について、予算の範囲内で必要な助成をすることができる。 (1)～(3) 同 左 (委任) 第10条 同 左